

☆請負の注意点2☆

◆業務処理の独立性（労働省告示37号Ⅱ-2）◆

資金

1. 業者の責任の下に調達
2. 業者の責任の下に支弁

責任

1. 民法・商法その他に規定された事業主としてすべての責任を負う

労働契約禁止

1. 機械・設備・機材・材料・資材を自己の負担と責任で調達、業務を処理
2. 自らの企画、自らの有する専門的技術、経験に基づき業務を処理

独立処理